議案第２１０号

議決事項の一部変更について（さいたま市立指扇小学校複合施設（校舎棟）建設・北校舎（２１棟）改修（電気設備）工事請負契約）

令和８年６月議会において議決を得た請負契約について（議案第１２３号）下記のとおり変更するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）第２条の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

３契約金額中「７６８，２４５，５００円」を「８１８，９３３，５００円」に変更する。